

こんな費用も医療費控除の対象です!

◇医療費控除とは・・・?

医療費の支払いにより、一定の金額の所得控除を受けることができます。

◇どれぐらいの効果があるのか?

給与収入1,000万円 医療費50万円ある方の場合



	所得税+復興所得税	住民税所得割	合計
医療費控除なし	823,437	612,000	1,435,437
医療費控除あり	741,757	572,000	1,313,757
差額	81,680	40,000	121,680

(※所得控除 社会保険料控除125万円、基礎控除38万)

(※医療費控除あり 医療費控除額50万-10万=40万)



◇この費用も医療費控除の対象です!

相談事例 1

長年、痔に悩まされています。医師が手術を進めてくれていますが、健康保険の適用外で「自費」になります。これも医療費控除の対象になりますか?

医療費控除の対象になります。

参考

保険適用外であっても、医師による診断等の対価または、医師による診療等を受ける為の費用として認められるのであれば、全額医療費控除の対象となります。

相談事例 2

難病にかかっています。日本国内では、治療が困難で、海外で治療を受けることにしました。その渡航費や治療費は、医療費控除の対象になりますか?

医療費控除の対象になります。

参考

ただし海外で治療を受けることについて合理的な理由がない場合は、渡航費については、認められません。

他に医療費控除の対象となるものもあります。詳しくは弊社にお問い合わせください。